

令和 7 年 4 月 2 3 日

令和 7 年度第 1 回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和 7 年 4 月 2 3 日（水）

午前 9 時 3 0 分

場 所 美浦村役場 3 階 大会議室

日 程

1 開会

2 付議事項

議案第 1 号 令和 7 年度美浦村学校評議員の委嘱について

議案第 2 号 美浦村教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

議案第 3 号 美浦村社会教育委員の解嘱並びに委嘱について

議案第 4 号 美浦村公民館運営審議会委員の解嘱並びに委嘱について

議案第 5 号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

議案第 6 号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する規程

議案第 7 号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

議案第 8 号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

3 報告事項

報告第 1 号 教育長職務代理者の指名について

報告第 2 号 美浦村学校教育指導方針について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

令和 7 年度美浦村学校評議員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

記

美浦村立学校管理規則（昭和 4 8 年美浦村教育委員会規則第 2 号）第 1 7 条の 2 第 3 項に基づき、令和 7 年度美浦村学校評議員を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第 2 号

美浦村教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

美浦村教育委員会事務委任規則（平成 2 年美浦村教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 5 号中「1 3 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同条第 1 6 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

美浦村教育委員会事務委任規則新旧対照表

現 行	改正後（案）
（教育長に対する委任事務） 第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1）～（14）（略） （15）1件の予定価格<u>130万円</u>以上の教育財産の取得を長に申し出ること。 （16）1件の予定価格<u>130万円</u>以上の工事の計画を策定すること。 （17）（略） （18）（略）	（教育長に対する委任事務） 第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1）～（14）（略） （15）1件の予定価格<u>150万円</u>以上の教育財産の取得を長に申し出ること。 （16）1件の予定価格<u>200万円</u>以上の工事の計画を策定すること。 （17）（略） （18）（略）

議案第 3 号

美浦村社会教育委員の解嘱並びに委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

非公開案件

議案第 4 号

美浦村公民館運営審議会委員の解嘱並びに委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

非公開案件

議案第 5 号

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する
規則

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成 1 8 年美浦村教育委員会規則第 1 号）を次のように改正する。

第 1 条中「(以下「学校施設」という。)」を「(美浦小学校・美浦中学校共用体育館及び美浦中学校武道館をいう。以下「学校施設」という。)」に改める。

第 2 条第 1 項中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第 3 条中「次の 2 種とする」を「次の各号のとおりとする」に、同条第 1 号中「小学校の校庭及び体育館、中学校の体育館、武道館」を「学校施設」に、同条第 2 号中「小学校の校庭及び体育館」を「学校施設」に改める。

第 4 条の見出しを「学校施設の開放の日時」に改める。

第 4 条第 1 項中「学校施設開放」を「学校施設の開放」に、「別表 1」を「別表第 1」に、同条第 2 項中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(学校施設を利用できる者)

第 5 条 学校施設を利用できる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 学校施設の開放を利用する団体の登録（以下「団体登録」という。）を受けた者

(2) その他教育長が認めた者

第6条第2項中「開放学校区内」を「村内」に改める。

第7条第1項中「利用しようとする団体」の次に「(以下「利用団体」という。)」を加え、「教育委員会」を「教育長」に、「体育施設」を「学校施設」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育長」に、「体育施設」を「学校施設」に改め、同条第3項ただし書中「怠った場合には、」の次に「教育長は、」を加え、同条第4項中「することを原則とする」を「しなければならない」に改め、同条第5項中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第9条中「1ヶ月」を「1か月」に、「体育施設」を「学校施設」に、「教育委員会」を「教育長」に改め、「この場合において、」の次に「教育長は、」を加える。

第10条及び第11条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第12条中「美浦中学校」を「美浦小学校・美浦中学校共用」に改める。

第13条第2号中「、教育委員会」を「教育長」に改める。

第14条及び第16条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第16条の見出しを「補則」に改める。

別表1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

学校	施設	開放する日	開放時間
美浦小学校・美浦中学校	共用体育館	平日、土、日、祝日及び長期休業日	午後5時から午後10時
美浦中学校	武道館	平日、土、日、祝日及び長期休業日	午後5時から午後10時

備考

共用体育館及び武道館の平日の開放は生徒完全下校後からとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

施設名	使用料
美浦小学校・美浦中学校共用体育館	1時間につき5,000円

議案第 6 号

美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する規程

美浦村体育施設等管理運営規程（平成 2 6 年美浦村教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「体育施設」を「体育施設等」に改める。

第 2 条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「体育施設」を「体育施設等」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 学校開放に係る村立の小学校及び中学校の学校施設（以下「学校施設」という。）

ア 美浦小学校・美浦中学校共用体育館

イ 美浦中学校武道館

第 3 条の見出し中「体育施設」を「体育施設等」に改め、同条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「体育施設」を「体育施設等」に改め、同条第 2 項中「貸出」を「貸出し」に改める。

第 4 条の見出し及び同条第 1 項中「体育施設」を「体育施設等」に改め、同条第 3 項本文中「体育施設」を「体育施設等」に、「1 ヶ月」を「1 か月」に改め、同項ただし書中「村立小中学校体育施設」を「学校施設」に改める。

第 5 条の見出し中「体育施設」を「体育施設等」に改め、同条第 1 項中「村立小中学校体育施設」を「学校施設」に、「2 ヶ月」を「2 か月」に改め、同

条第2項第1号及び第3号から第5号までの規定中「。」を削り、同条第3項中「1ヶ月」を「1か月」に改める。

第6条の見出し及び同条第1号、第7条（見出しを含む。）並びに第8条第1項及び第2項中「体育施設」を「体育施設等」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「体育施設」を「体育施設等」に改め、「減額」の次に「（以下「減免」という。）」を加え、同項第2号中「減額」を「減免」に改め、同条第2項第1号中「の減免対象施設及び対象時間」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 学校施設

ア 美浦小学校・美浦中学校共用体育館 2時間（半面）

イ 美浦中学校武道館 2時間

第9条第3項中「手続き」を「手続」に、「第3条」を「第4条」に、「体育施設」を「体育施設等」に改める。

第10条第2号中「取消」を「取消し」に改め、同条第3号及び第4号中「取り消し」を「取消し」に改める。

第11条の見出し中「村立小中学校の体育施設」を「学校施設」に改め、同条第1項中「村立小中学校の体育施設」を「学校施設」に、「体育施設を利用する団体」を「体育施設等を利用する団体」に改め、同条第3項中「を遵守する」を「に準ずる」に改める。

第12条中「前条」の次に「第2項及び第3項」を加える。

第13条を次のように改める。

（学校施設及び農林漁業者トレーニングセンターの利用団体の承認）

第13条 前2条に規定する団体登録を申請する団体は、次に掲げる書類を窓口に提出し、教育長の承認を受けなければならない。

(1) 美浦村学校施設利用団体登録申請書（学校開放規則様式第1号）又は美浦村体育施設利用団体登録簿（農トレ規則様式第4号）

(2) 美浦村学校施設利用団体登録簿（学校開放規則様式第2号）又は美浦村体育施設利用団体登録簿（農トレ規則様式第5号）

(3) 当該団体の指導者名簿（団体加入者が未成年の場合）

(4) 当該団体のスポーツ傷害保険加入証の写し

(5) その他必要書類（会費等を徴収している場合は、収支決算書等）

第15条中「取り消し」を「取消し」に改める。

第17条の見出し、同条各号列記以外の部分並びに第1号及び第3号中「体育施設」を「体育施設等」に改め、同条第4号ただし書中「貸出」を「貸出し」に改め、同条第6号中「体育施設」を「体育施設等」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条第1項関係）

体育施設等の使用料免除要件及び免除内容

施設名	区分	免除要件	免除内容
光と風の丘公園	・野球場 ・テニスコート ・多目的競技場 ・キャンプ場 ・ゲートボール場 ・クラブハウス	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合	免除（照明に係る使用料を除く。）
		使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超えない場合において、使用日における満年齢18歳以下及び65歳以上の村民が半数を超える場合	半額（照明に係る使用料を除く。）を免除
	・ロッジハウス	使用者のうち、使用日における満年齢が18歳以下の村民	該当者の使用料のうち人数割分を免除
		使用者のうち、使用日における満年齢が65歳以上の村民	該当者の使用料のうち人数割分の半額を免除
	・パターゴルフ場	使用者のうち、使用日における満年齢が18歳以下の村民	該当者の1周分の使用料を免除
		使用者のうち、使用日における満年齢が65歳以上の村民	該当者の1周分の使用料の半額を免除
農林漁業者トレーニングセンター	・トレーニング室 ・高齢者トレーニング室	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合	免除
		使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超えない場合において、使用日における満年齢18歳以下及び65歳以上の村民が半数を超える場合	半額を免除

美浦村民運動公園	・野球場	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合	免除
		使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超えない場合において、使用日における満年齢18歳以下及び65歳以上の村民が半数を超える場合	半額を免除
学校施設	・美浦小学校・美浦中学校共用体育館 ・美浦中学校武道館	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合	免除
		使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超えない場合において、使用日における満年齢18歳以下及び65歳以上の村民が半数を超える場合	半額を免除

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 9 条第 3 項関係）

美浦村体育施設等使用料減免申請書

				年 月 日			
美浦村教育委員会教育長 殿				団 体 名 住 所 責任者氏名 電話番号			
下記の事由により体育施設の使用料を 減額・免除 願いたく、美浦村体育施設等管理運営規程第 9 条第 3 項の規定により申請します。 記							
1	使用日時	(1)	年 月 日	時 分	～	時 分	
		(2)	年 月 日	時 分	～	時 分	
	※うち減免時間 (1) 時 分～ 時 分(2) 時 分～ 時 分						
2	使用人数	人（うち 18 歳以下の村民 人・65 歳以上の村民 人計 人）					
3	使用目的及び減免の理由						
4	使用箇所 ・光と風の丘公園／ ☐野球場 ☐テニスコート(面) ☐多目的競技場 ☐キャンプ場 ☐ゲートボール・クロッケー場 ☐クラブハウス会議室 ☐ロッジハウス ☐パターゴルフ場 ・農林漁業者トレーニングセンター／ ☐トレーニング室 ☐高齢者トレーニング室 ・村民運動公園／ ☐野球場 ・学校施設／ ☐小学校・中学校共用体育館 ☐中学校武道館						
※処理年月日		年 月 日 減額・免除					
		添付書類 ☐ 名簿 ☐ その他()					
※処 理	課 長	係	※減免理由				
			☐ 光と風の丘公園条例第 9 条第 号 ☐ 農トレ規則第 10 条第 号 ☐ 学校開放規則第 12 条第 号 ☐ 体育施設等管理運営規程第 9 条第 1 項第 号 の規定に該当する登録団体				

様式第 2 号を次のように改める。
様式第 2 号(第 17 条関係)

美浦村体育施設等備品借用申請書

年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

団体名
代表者名
住所
電話番号

下記の備品について借用したく、美浦村体育施設等管理運営規程第 17 条の規定により申請します。

記

1 備品配備施設

- | | | |
|--|--------|---|
| ☐ 光と風の丘公園 | 施設箇所名(|) |
| ☐ 農林漁業者トレーニングセンター | | |
| ☐ 村民運動公園 | 施設箇所名(|) |
| ☐ 学校施設 | 施設箇所名(|) |
| ☐ その他の施設 | 施設箇所名(|) |

2 使用備品名

3 使用目的

4 使用日時

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

※借用から返却までの時間をお書きください。

附 則

この訓令は、告示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 7 号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 2 3 日

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）用務手 1 人

用務手は、保育所の環境整備及び雑務を行う。

別表 1 の 1 保護者会費の項中「3, 6 0 0 円」を「4, 8 0 0 円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

美浦村立大谷保育所運営規程新旧対照表

現 行	改正後（案）								
（職員の職種、員数及び職務の内容） 第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。 (1)～(5) （略） _____ _____ <u>(6)</u> （略） <u>(7)</u> （略） <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> （略）	（職員の職種、員数及び職務の内容） 第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。 (1)～(5) （略） <u>(6) 用務手1人</u> <u>用務手は、保育所の環境整備及び雑務を行う。</u> <u>(7)</u> （略） <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> （略） <u>(10)</u> （略）								
別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 <table border="1" data-bbox="129 775 1068 986"> <tr> <td data-bbox="129 775 376 900">1 保護者会費</td><td data-bbox="376 775 1068 900">年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)</td></tr> <tr> <td data-bbox="129 900 376 986">2～5 (略)</td><td data-bbox="376 900 1068 986"></td></tr> </table>	1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)	2～5 (略)		別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 <table border="1" data-bbox="1099 775 2038 986"> <tr> <td data-bbox="1099 775 1346 900">1 保護者会費</td><td data-bbox="1346 775 2038 900">年間 4,800円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1099 900 1346 986">2～5 (略)</td><td data-bbox="1346 900 2038 986"></td></tr> </table>	1 保護者会費	年間 4,800円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)	2～5 (略)	
1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)								
2～5 (略)									
1 保護者会費	年間 4,800円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)								
2～5 (略)									

議案第 8 号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 2 3 日

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）用務手 1 人

用務手は、保育所の環境整備及び雑務を行う。

別表 1 の 1 保護者会費の項中「3, 6 0 0 円」を「4, 8 0 0 円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

美浦村立木原保育所運営規程新旧対照表

現 行	改正後（案）								
（職員の職種、員数及び職務の内容） 第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。 (1)～(5) （略） _____ _____ <u>(6)</u> （略） <u>(7)</u> （略） <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> （略）	（職員の職種、員数及び職務の内容） 第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。 (1)～(5) （略） <u>(6) 用務手1人</u> <u>用務手は、保育所の環境整備及び雑務を行う。</u> <u>(7)</u> （略） <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> （略） <u>(10)</u> （略）								
別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 <table border="1" data-bbox="129 775 1068 986"> <tr> <td data-bbox="129 775 376 900">1 保護者会費</td><td data-bbox="376 775 1068 900">年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)</td></tr> <tr> <td data-bbox="129 900 376 986">2～5 (略)</td><td data-bbox="376 900 1068 986"></td></tr> </table>	1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)	2～5 (略)		別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 <table border="1" data-bbox="1099 775 2038 986"> <tr> <td data-bbox="1099 775 1346 900">1 保護者会費</td><td data-bbox="1346 775 2038 900">年間 4,800円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1099 900 1346 986">2～5 (略)</td><td data-bbox="1346 900 2038 986"></td></tr> </table>	1 保護者会費	年間 4,800円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)	2～5 (略)	
1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)								
2～5 (略)									
1 保護者会費	年間 4,800円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)								
2～5 (略)									

報告第 1 号

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長職務代理者を下記のとおり指名したので報告する。

令和 7 年 4 月 23 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

記

- 1 教育長職務代理者に指名した者 田 組 順 和 委員

報告第 2 号

美浦村学校教育指導方針について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 7 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

生きる力を育み、一人ひとりの個性を生かし、可能性を切り拓く、明日の美浦を創る人づくり
～人と地域のウェルビーイングの実現を目指して～

令和7年度美浦村学校教育基本方針

わが村に対する誇りを高め、生きる力を育む教育の推進
～「**楽しさ**」と「**幸せ**」があふれ出す学校づくり～

テーマ

「自分を育て、みんなで伸びる」

めざす

家庭との連携

地域との連携

校長のリーダーシップ

教職員の姿

○教職員の
ウェルビーイング
の確保

教職員の
ウェルビーイング

- 子どもの成長実感
- 職場の心理的安全性
- 良好な労働環境
- 保護者や地域・行政との良好な信頼関係

教職員の資質・能力の向上

- 人間性豊かで高い使命感をもつ教師
- 子どもの多様性を理解し、一人ひとりに寄り添った関係を築くことができる
- 子どもの実態や社会の変化を的確に捉え、効果的な学びをデザインできる
- 授業改善に向け検証と研修を重ね、実践的専門性を高めることができる
- 他の教職員と協働し、学校教育目標の具現化に資することができる

○人財育成

- ・人（教職員）を育てることが人（児童生徒）を育てることにつながる



児童生徒の姿

（個人が獲得・達成する能力や状態に基づくWB）

今を楽しく生き、
夢や希望を見つけ、
実現に向けて主体的
に学び続ける子

集団の姿



（人とのつながり・関係性に基づくWB）

協働しながら学び高
め合い、学校や地域
をより良くしていこ
うとする集団

確かな
学力を
育む
教育の
推進

豊かな
心を
育む
教育の
推進

健やか
な体
を育む
教育の
推進

グローバル社会に対応
できる教育の推進

安心・安全な
学校づくりの
推進

家庭・地域・行政との
連携による信頼される
教育の推進

行政との連携

- 美浦村教育委員会との密な連携体制「つなぐ」「支える」「育てる」協力体制の周知
- 学校教育指導方針による羅針盤の提示
- 保幼小中間のつながりを意識した教育の推進
- 働き方改革の推進に伴う伴走的支援（部活動地域移行、メンタルヘルス、勤務時間管理等）

家庭の

ウェルビーイング

- 子どもの成長実感
- 安心できる学習環境
- 保護者同士のつながり

【学校・行政ができること】

- ・授業参観の実施
- ・スクリレ、HP等による情報共有
- ・保護者も楽しめる学校行事の実施
- ・子育て、家庭教育、進路等に関する相談 等

学校・行政が
家庭に願うこと

- ・安心できる居場所づくり
- ・生活リズムづくり
- ・家族とのコミュニケーション
- ・子どもへの理解
- ・学校経営への理解（グランドデザイン）

等

地域の

ウェルビーイング

- 美浦村が好きな子ども達の姿
- 夢をもって頑張っている子ども達の姿
- 美浦村をよりよくしようと活動する子ども達の姿

【学校・行政ができること】

- ・美浦村の歴史や文化を学習する機会の確保
- ・地域行事への協力 等

学校・行政が
地域に願うこと

- ・積極的な関わり（ティームティーチング・ゲストティーチャー等）
- ・積極的な受け入れ（村探検・職場体験等）
- ・学校経営への理解（グランドデザイン）

等

※ウェルビーイング（WB）とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

確かな学力を育む教育の推進

◎“楽しい授業”による授業内ウェルビーイングの向上

※**楽しい授業**とは・・・児童生徒が「**わかった、できた、参加してよかった**」と感じられる授業のこと



※1【ピアトレ】ピアトレーニング学習といい、仲間と学び合いながら学習を進める活動

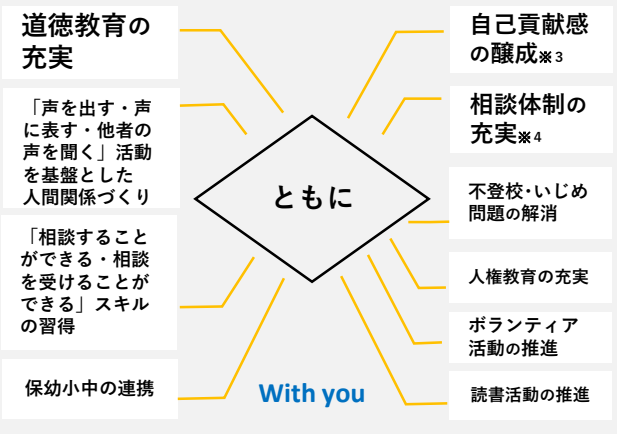
※2【自己調整学習】児童生徒が自ら進んで持続的に学習していく状態を作るための学習方法。動機付け・学習方略（学習方法や工夫）・メタ認知

豊かな心を育む教育の推進

◎孤にならない（自分）・孤にしない（仲間）・孤をつくらない（担任）学年・学級経営の充実

○将来の夢につながる読書教育の充実

○美浦村への愛着と誇りを醸成する郷土教育の充実



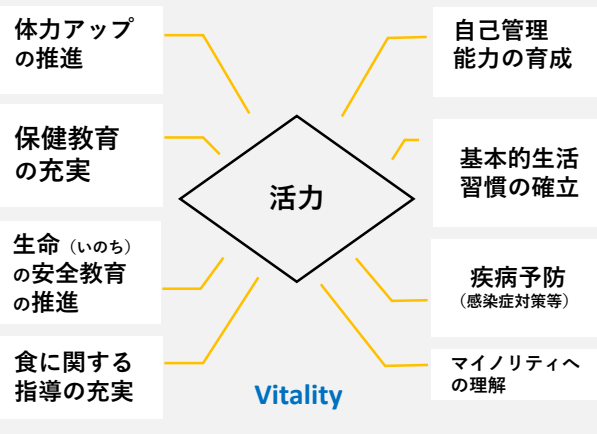
※3【自己貢献感】「自分は役に立っている」と実感すること。自己満足で評価され、賞賛や感謝がなくとも得られる満足感。自己肯定感にもつながる。

※4【相談体制】校内オンライン相談窓口、相談アプリ「STANDBY」、スクールカウンセラー、教育相談センター相談員、訪問型家庭教育相談員等

健やかな体を育む教育の推進

◎健康で安全な生活を送ることができる指導内容と指導体制の充実

○基本的な生活習慣の定着（MIHOSTEP）



※5【フロンティア・スピリット】開拓者精神。チャレンジ精神。不確実な未来におびえるのではなく、未来を創る喜びを大切に考えること。

※6【デジタルリテラシー教育】子どもたちがデジタル社会の一員として、よりよく生きていくための資質・能力を身に付けるための教育。

グローバル社会に対応できる教育の推進

◎**英語が話せる子どもの育成**（美浦型英語教育プログラムの開発）

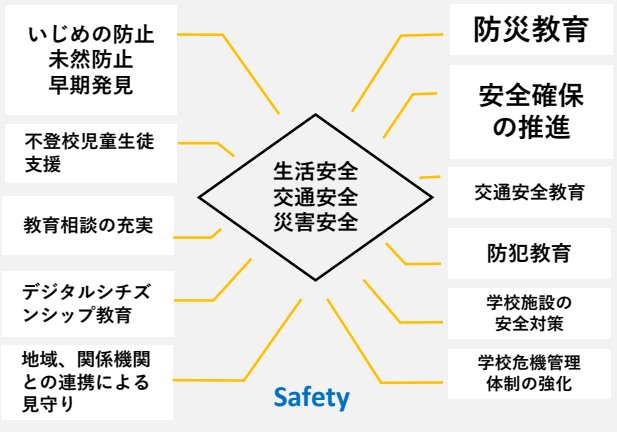
○体験し、感じることを大切に探究学習の推進



安心・安全な学校づくりの推進

◎いじめや暴力のない学校づくりの推進

○「自分のいのちは自分で守る」防災教育の推進



家庭・地域・行政との連携による

信頼される教育の推進

◎美浦村のひとと地域のウェルビーイングの向上

～**幸せな大人の姿が幸せな子どもを育てる**～

○信頼される教職員の育成

